

原動機付自転車改造証明・宣誓書

年 月 日

(宛て先) 井川町長

私は、所有する原動機付自転車を以下のとおりに改造したことを宣誓します。
また、保安基準に該当していない場合は、公道は走行できないことを了承しています。

納税義務者 (所有者)	住所	
	氏名	
	電話	
改造日	年 月 日	
現標識番号	井川町	
車台番号	<input type="checkbox"/> エンジン載せ替え <input type="checkbox"/> エンジン内部のポーリング <input type="checkbox"/> 改造キットの取り付け <input type="checkbox"/> その他（「改造理由と変更点」欄に作業内容とともに記載ください。）	
作業内容		
改造理由 と変更点		
項目	変更前	変更後
原動機の 型式番号		
内径×行程 (mm)	×	×
総排気量 (cc)		
使用した部品	メーカー名	
	商 品 名	
	型 番	
	キ ッ ト 名	
改造実施者 証明欄	住所	
	氏名 Ⓜ 電話	

※必要事項に漏れがある場合は、受付できないことがあります。
 ※改造等を偽って申告した場合は、地方税法第448条に基づき罰せられます。
 地方税法第448条
 (略) 申告し、または報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

原動機付自転車の改造登録について

原動機付自転車を改造し、排気量のアップ（ダウン）があった場合や車両種別が変更になる場合については、改造証明書を記載の上、必要書類を添付して、登録申請をしていただく必要があります。

※ 現在、標識（ナンバープレート）がついている場合には、一度、標識を返納（廃車）してから、改造登録してください。

※ 譲渡など、車両がご自分の名義で無い場合には、以下の書類のほか、譲渡証明書などの書類も必要になります。

改造登録に必要な書類

1. 専門業者に頼んだ場合

- ・ 軽自動車税申告書兼標識交付申請書
- ・ 業者の作成した改造証明書

（記載内容は、井川町の「原動機付自転車改造証明書」と同程度の内容を記入してください。）

2. 自分で改造した場合

- ・ 軽自動車税申告書兼標識交付申請書
 - ・ 原動機付自転車改造証明書・宣誓書(裏面)
- 【重要】改造の方法により、以下の書類も必要となります。

(ア)別のエンジンに載せ替えた場合

- ・ エンジンの購入領収書(もらった場合には、譲渡証明書)
- ・ エンジン番号の石擦り

(イ)改造(ボアアップ)キットを取り付けた場合

- ・ 改造キットの取扱説明書
- ・ 改造キットの購入領収書

(ウ)エンジン内部をボーリングした場合

- ・ 変更したピストンの購入領収書
- ・ 排気量の計算式

(エ)その他の改造

- ・ 井川町役場までお問合せください。

※ 改造のための部品等をインターネットで購入したため領収書がない場合には、代金の支払いを確認した WEB 上の画面をプリントアウトしたもので可とします。ただし、購入した相手方の氏名及び購入した部品の商品名・規格等が記載されている場合に限りです。

3. 注意点

本来、原動機付自転車は、オートバイメーカーが、安全性・耐久性などのあらゆる面から、試験等を繰り返し、車両の生産を行っています。本来よりも大きなパワーが出るなどの改造を行うと制動力・安全性の面で、車体の性能が不足していることが考えられます。

また、町役場では、原動機付自転車の排気量等に対して、地方税法上規定されている項目に該当した標識を交付しており、改造した車両が、「道路運送車両法の保安基準等を満たしている」ということで発行しているわけではありません。改造しても、「1人乗り」が「2人乗り」等にはなりませんので、走行にあたっては、改造前と変わらないということをご理解の上、改造などを行ってください。

なお、車両種別が変更になるような改造を行った場合には、免許区分や保安基準などが該当車両種別のものになります。必要免許の取得や整備を行っていない場合には、違反となりますので注意してください。

問合せ先 井川町役場税務会計課税務班

TEL 018-874-4414